

# 平成27年度 介護報酬改定情報 各事業所共通

2015年3月9日（月）

発信者：株式会社 佐々木総研  
経営コンサルティング部  
福岡県北九州市八幡東区石坪町10-13  
TEL.093-651-5533

※無断転載禁止

# 地域区分の見直し①

## ▶ 地域区分とは・・・

- ▶ 介護保険では、介護サービスにかかる費用（介護報酬）や支給限度額は、全国一律で決められていますが、その地域によって物価や人件費に格差があるため、それらを勘案してサービス事業所の所在地によって、またサービスにかかる人件費割合によって1単位当たりの単価が異なっています。
- ▶ この地域区分は、その地域の国家公務員の調整手当を基本として5段階に分け設けられました（平成12年報酬開始時）。その後平成17年の人事院勧告において、平成18年度から地域手当として再編されましたが、介護報酬の地域区分については、平成24年度介護報酬改定で地域手当に準拠する見直しが行われました。
- ▶ 平成26年8月の人事院勧告において、直近の民間企業の賃金実態を反映するため、国家公務員の地域手当の見直しが示されました（激変緩和のための経過措置あり）。これまで介護報酬における地域区分の対応については、民間の賃金の実態を踏まえた地域手当に準拠した設定を行ってきており、今回の介護報酬改定においても、人事院勧告が定めた新たなルールの施行を前提として、現行の7区分を8区分に変更、また地域の実態を調整する目的で、見直しが行われています。

## ▶ 九州各県及び山口県内で単価に変更がある地域は以下の通りです。

- ▶ 6級地⇒6級地 （プラスになる地域）  
福岡県：**春日市・大野城市・太宰府市・福津市・糸島市・那珂川町・粕屋町**
- ▶ 6級地⇒その他 （マイナスになる地域）  
福岡県：**宇美町・志免町・須恵町・久山町**

# 地域区分の見直し (抜粋)

▶ 介護報酬1単位当たりの単価の見直しの全体像

(単位：円)

(旧)		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
上乗せ割合		18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	70%	11.26	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10
	55%	10.99	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10
	45%	10.81	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10

(新)		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	70%	11.40	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10
	55%	11.10	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10
	45%	10.90	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10

▶ 人件費割合別の事業内容

人件費割合	事業（サービス）内容
70%	(介護予防) 通所介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (介護予防) 認知症対応型協働生活介護 地域密着型特定施設入所者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設
55%	(介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護
45%	(介護予防) 訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援・介護予防支援
—	(介護予防) 居宅療養管理指導 / (介護予防) 福祉用具貸与

区分		上乗せ割合		地域	
(旧)	(新)	(旧)	(新)		
4級地	5級地	10%	10%	福岡県	福岡市
6級地	6級地	3%	6%	福岡県	春日市・大野城市・太宰府市・福津市・糸島市・那珂川町・粕屋町
6級地	7級地	3%	3%	山口県 福岡県	周南市、 北九州市・飯塚市・筑紫野市・古賀市
6級地	その他	3%	—	福岡県	宇美町・志免町・須恵町・久山町

# サービス提供体制強化加算

- ▶ サービス提供体制加算は介護サービス従事者のうち介護福祉士の割合により加算を付けるもの
  - ▶ 介護職確保対策のひとつと位置づけ
  - ▶ 現在の職員のやる気を引き出すことが大事！ 介護レベルのアップを図ると同時に、目標を立てて、人材育成を行い介護福祉士を育てていければ増収が図れる。
  - ▶ まずは社内の介護福祉士の数の調査と、やる気がある人材の育成を！！
  - ▶ また、今後は専門に人事労務を考える人が必要となるかもしれない
- ▶ 用語の解説
  - ▶ 介護福祉士等：介護福祉士、及び、  
実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者
- ▶ 事業所の公表制度の見直し
  - ▶ 利用者が事業所を選ぶ⇒求職者が就職先を選ぶ手段として活用検討
  - ▶ 介護人材確保の取組を推進する観点から、現行の都道府県による従業者等に関する 情報公表の仕組みについて、事業者の取組がより促進される仕組みとなるよう、各事業所の基本情報に教育訓練のための制度、各種研修、キャリア段位制度の取組等、従業者の資質向上に向けた取組状況を追加する。
  - ▶ また、勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率など従業者が事業所を選択する際に最低限必要と考えられる項目について、事業所が自ら直接公表できる仕組みとする。

# サービス提供体制強化加算

## ▶ (介護福祉士割合 5 割以上)

サービス	新要件及び単位数
介護老人福祉施設	(I) イ 介護福祉士 6 割以上 : 18 単位/日 (I) □ 介護福祉士 5 割以上 : 12 単位/日
地域密着型介護老人福祉施設	
介護老人保健施設 (短期入所療養介護 (老健、病院、診療所、認知症病棟含む))	
介護療養型医療施設	
短期入所生活介護 (空床利用含む) 介護予防短期入所生活介護	
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	

## ▶ (介護福祉士割合 4 割以上)

	新要件及び単位数
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 640 単位/月 (I) □ 介護福祉士 4 割以上 : 500 単位/月
通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 18 単位/回 (I) □ 介護福祉士 4 割以上 : 12 単位/回
介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション	【要支援 I】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 72 単位/月 (I) □ 介護福祉士 4 割以上 : 48 単位/月 【要支援 II】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 144 単位/月 (I) □ 介護福祉士 4 割以上 : 96 単位/月

## ▶ (介護福祉士割合 3 割以上)

	新要件及び単位数
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は <u>介護福祉士等</u> 6 割以上 : 36 単位/回 (I) □ 介護福祉士 3 割以上又は <u>介護福祉士等</u> 5 割以上 : 24 単位/回
夜間対応型訪問介護 (包括型 : 夜間対応型訪問介護)	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は <u>介護福祉士等</u> 6 割以上 : 18 単位/回 (I) □ 介護福祉士 3 割以上又は <u>介護福祉士等</u> 5 割以上 : 12 単位/回 【包括型】 (II) イ 介護福祉士 4 割以上又は <u>介護福祉士等</u> 6 割以上 : 126 単位/月 (II) □ 介護福祉士 3 割以上又は <u>介護福祉士等</u> 5 割以上 : 84 単位/月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は <u>介護福祉士等</u> 6 割以上 : 640 単位/月 (I) □ 介護福祉士 3 割以上又は <u>介護福祉士等</u> 5 割以上 : 500 単位/月

# サービス別介護職員処遇改善加算

(Ⅰ) を取る  
努力をしましょう！！

## ▶ サービス別加算率

介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ) (Ⅱ) × 90%	(Ⅳ) (Ⅱ) × 80%
(介護予防) 訪問介護	8.6%	4.8%	4.32%	3.84%
(介護予防) 訪問入浴介護	3.4%	1.9%	1.71%	1.52%
(介護予防) 通所介護	4.0%	2.2%	1.98%	1.76%
(介護予防) 通所リハビリテーション	3.4%	1.9%	1.71%	1.52%
(介護予防) 短期入所生活介護	5.9%	3.3%	2.97%	2.64%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	2.7%	1.5%	1.35%	1.20%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	2.0%	1.1%	0.99%	0.88%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%	3.06%	2.72%
介護老人福祉施設	5.9%	3.3%	2.97%	2.64%
介護老人保健施設	2.7%	1.5%	1.35%	1.20%
介護療養型医療施設	2.0%	1.1%	0.99%	0.88%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%	4.32%	3.84%
夜間対応型訪問介護	8.6%	4.8%	4.32%	3.84%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%	3.42%	3.04%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%	3.78%	3.36%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%	4.14%	3.68%
地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%	3.06%	2.72%
地域密着型介護老人福祉施設	5.9%	3.3%	2.97%	2.64%
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	7.6%	4.2%	3.78%	3.36%

※ (Ⅲ) は (Ⅱ) の90%、(Ⅳ) は (Ⅱ) の80%を算定

※ (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援については加算算定対象外

# サービス別介護職員処遇改善加算の算定要件

キャリアパスの導入！！

## ▶ 介護職員処遇改善加算の算定要件（**共通項目：必須**）

- ① 介護職員の賃金改善に関する計画の策定（加算算定額以上の改善案）
- ② 上記①の改善計画を都道府県に提出
- ③ 加算算定額に相当する賃金改善を実施
- ④ 事業年度ごとに実績を都道府県に報告
- ⑤ 直近12か月間において労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない
- ⑥ 労働保険料の納付が適正に行われている

## ▶ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

共通項目に加え以下の⑦、⑧いずれも適合

### ⑦ 下記の（１）～（４）**いずれも適合**

- （１）介護職員の職務規定がある（賃金規定を含む）
- （２）書面で職員に通知している
- （３）資質の向上の研修計画・実施等
- （４）研修計画等の職員への周知などを実施している

⑧ 上記②の届け出前月までに実施した内容、処遇改善に要した費用を職員に周知

## ▶ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

共通項目に加え以下の**⑦⑧いずれにも適合**

### ⑦ 下記の（１）又は（２）を実施

- （１）介護職員の職務規定があり（賃金規定を含む）、書面で職員に通知
- （２）資質向上の研修計画・実施等、研修計画等の職員への周知

⑧ 上記②の届け出前月までに実施した内容、処遇改善に要した費用を職員に周知

## ▶ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

共通項目に加え下記の**⑦又は⑧を実施**

### ⑦ 下記の（１）又は（２）を実施

- （１）介護職員の職務規定があり（賃金規定を含む）、書面で職員に通知
- （２）資質向上の研修計画・実施等、研修計画等の職員への周知

⑧ 上記②の届け出前月までに実施した内容、処遇改善に要した費用を職員に周知

## ▶ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）

**共通項目のみ実施**